

猪名川上流広域ごみ処理施設
環境保全委員会

第76回委員会会議録

令和6年3月19日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会

第76回委員会会議録

1. 日時：令和6年3月19日（木）18:30～

2. 場所：川西市役所4階庁議室

3. 出席者

（◎委員長、○副委員長）

学識経験者	◎ 吉田篤正	早稲田大学理工学術院国際理工学センタ-教授
学識経験者	中嶋鴻毅	元大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
学識経験者	原田正史	元大阪市立大学医学部准教授
学識経験者	服部保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所名誉教授
学識経験者	○ 尾崎博明	大阪産業大学工学部都市創造工学科名誉教授
学識経験者	日下部武敏	大阪工業大学工学部環境工学科助教授・准教授
周辺地域住民代表	清水正克	国崎自治会
周辺地域住民代表	鈴木啓祐	猪名川漁業協同組合（欠）
周辺地域住民代表	水口充啓	黒川自治会
周辺地域住民代表	倉脇也寸志	下田尻区
周辺地域住民代表	村本秀和	野間出野区
組合区域住民	糸井鏡	川西市在住
組合区域住民	常富信秀	川西市在住
組合区域住民	森田尚子	川西市在住
組合区域住民	奥田未来子	猪名川町在住
組合区域住民	松尾信子	豊能町在住
組合区域住民	植村正	能勢町在住（欠）
関係行政職員等	岸本和史	阪神北県民局（欠）
関係行政職員等	阪元恵一郎	水資源機構（欠）
関係行政職員等	寺田義一	川西市
関係行政職員等	春名恵介	猪名川町（欠）
関係行政職員等	中井哲	豊能町
関係行政職員等	古畑まき	能勢町
事務局	曾野雅弘	施設組合事務局長
事務局	金淵信一郎	施設組合事務局次長（総務担当）
事務局	堀伸介	施設組合事務局次長（施設担当）
事務局	坂上利治	施設組合事務局主幹
事務局	山下晴子	施設組合事務局総務担当副主幹
事務局	山田智史	施設組合事務局施設管理担当副主幹

4. 配付資料

- ・第75回環境保全委員会会議録（資料1）
- ・第76回環境保全委員会環境影響調査結果の概要

- ① 環境影響調査排出源モニタリング大気質中間報告（資料2-1）
- ② 環境影響調査排出源モニタリング水質中間報告（資料2-2）
- ③ 環境影響調査排出源モニタリング処分対象物中間報告（資料2-3）
- ・ 令和5年度環境影響調査業務委託環境モニタリング中間報告大気質（資料3-1）
- ・ 令和5年度環境影響調査業務委託環境モニタリング中間報告水質（資料3-2）
- ・ 令和5年度環境影響調査業務委託環境モニタリング中間報告底質（資料3-3）
- ・ 令和5年度環境影響調査業務委託環境モニタリング中間報告土壌汚染（資料3-4）
- ・ 令和5年10月から12月気象庁降雨量データ大阪府能勢町（資料4）
- ・ 不適合事象報告書（資料5）

5. 次第

1 議事

- (1) 第75回環境保全委員会会議録について（資料1）
- (2) 環境影響調査結果について
- (3) 不適合事象報告書について（資料5）

2 その他

開会：18時30分

司会 環境保全委員会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。議事に先立ちまして、委員の出席の御報告をさせていただきます。本日は周辺地域住民代表の清水委員が、Webで出席ということでお伺いさせていただきます。ちょっとまだ入られておられませんので、また入られたら確認させていただきます。また関係行政職員等の岸本委員、阪元委員、春名委員につきましては、欠席の御連絡をいただいております。それ以外の委員で、またお見えになっていらっしゃる委員もいらっしゃいますが、順次こちらのほうにお見えになると思いますので、進めさせていただきます。なお本日、施設の管理運営業務を委託しております「JFEエンジニアリング株式会社」と、環境影響調査業務を委託しております「中外テクノス株式会社」の担当者にも出席いただいておりますので、御報告させていただきます。

続きまして資料の確認です。本日の会議資料につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、本日お持ちでない委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは確認させていただきます。まず「次第」です。次に資料1としまして「第75回委員会会議録」。次に「第76回環境保全委員会環境影響調査結果の概要」という見出しで、A4サイズのが1枚。次に、次第「(2)環境影響調査結果について」は、こちらのほうは資料2-1から資料3-4までとなっております。次に資料4「令和5年10月から12月の気象庁降雨量データ大阪府能勢町」。最後に、資料5としまして「不適合事象報告書」となります。資料については以上ですが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じますが、質問、御意見など発言される方は、まず挙手をしていただきまして、マイク台のへこんでいる部分を押していただきますと、今現在赤で点灯していると思いますが、それが緑色に変わります。緑色に変わったら、名前をおっしゃっていただいて、委員長に指名された方から発

言をお願いいたします。それでは委員長よろしくをお願いいたします。

委員長 はい、それでは議事のほうを始めたいと思います。まず前回の会議録ですね、こちらのほうについて資料がついておりますので、一度確認をしていただいていると思いますが、何か修正等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特にはございませんでしょうか。特にないようですので、この会議録のほうでそのままで行かせていただきます。

それでは、「環境影響調査結果について」ということで、事務局のほうから御説明のほうよろしく願います。

事務局 それでは、環境影響調査の結果について御説明いたします。今回、御報告させていただきますのは、令和5年10月から12月に実施しました排出源モニタリングの分析結果と、環境モニタリングの調査結果でございます。初めに、概要を御説明いたします。「第76回環境保全委員会調査結果の概要」を御覧ください。

まず、「排出源モニタリング」の結果ですが、①大気質につきましては、令和5年11月24日に煙突からの排出ガスを採取し、調査した全ての項目について、自主管理基準値以下でございました。②水質につきましては、下水道放流水を令和5年10月5日、11月2日、12月1日に採取し、雨水排水を令和5年11月6日に採取しまして、全ての項目において、基準値及び参考値以下でございました。③処分対象物につきましては、溶融スラグ及び溶融飛灰固化物を令和5年10月5日に採取し、測定した結果を表にまとめておりますので、後ほど御説明いたします。

続きまして、「環境モニタリング」の結果でございます。①大気質、②水質、③騒音・振動・低周波につきましては、調査した全ての地点において、環境基準等が定められている項目は、その基準を満足しており、基準等の定めのない項目におきましても、異常値は認められませんでした。

2ページを御覧ください。交通量につきましては、事業区域に対して南北に位置する2地点にて調査を実施し、ごみ搬入車両の通過台数は、南側で270台（混入率10.9%）、北側で28台（混入率1.3%）でございました。

④植生・クモノスシダについてのうち(1)植生につきましては、過年度から指摘されております鹿による下層植生の摂食が森林全体で広がっており、特に事業区域の比較的平坦な尾根部や、斜面上部付近では表土（落葉層）が消失し、樹木の根が表出している状況にあります。林床環境の劣化など自然環境の変化により、事業区域内の森林が持つ土砂災害防止など、公益的機能が低下していると考えられます。(2)クモノスシダにつきましては、近年の確認株数は33～39株前後で推移しており、クモノスシダにとって安定した生育環境が維持されていると考えられます。

環境影響調査結果の概要の御説明は以上でございますが、続きまして排出源モニタリングの結果について御説明いたします。初めに、大気質中間報告でございます。資料2-1、2-1-1ページを御覧ください。調査内容と調査結果の概要でございます。調査内容についてですが、大気質（排ガス）の調査項目は、ダイオキシン類、カドミウム、重金属類など排ガス全般の調査項目につきましては、令和5年11月24日に実施いたしました。1号炉及び2号炉の煙突出口より試料を採取し、分析した結果を2-1-2ページに添付しております。ダイオキシン類、カドミウム、重金属類など排ガス全般に係る分析結果でございます。排ガス全般に係る測定項目を表の左端に記載しております。それぞれの調査項目に係る自

主管理基準値を右端に、右端から2列目及び3列目に採取日における煙突ごとの測定結果を記載しております。各測定項目の標準酸素濃度における換算値は、全ての項目において自主基準値を下回る結果でございました。排ガスの分析結果とは異なりますが、最下段にろ過式集じん機入り口温度の測定結果を掲載しております。当設備は運転条件を常温から169度で想定した設計のため、170度以下を維持管理基準値としておるものです。排ガス全般の分析のために採取した令和5年11月24日における1号炉・2号炉のろ過式集じん機の入り口温度は、維持管理基準値以下であり、安定稼働できていることが御確認いただけると思います。

続きまして、連続監視項目の結果を御説明いたします。2-1-3ページを御覧ください。ここからは、焼却量、窒素酸化物、二酸化硫黄、一酸化炭素、酸素、塩化水素、ばいじん、水銀、排出ガス量の連続監視項目について、令和5年10月から12月の監視値の結果を2-1-3ページから2-1-8ページにかけて添付しております。

2-1-3ページにお戻りいただきまして、10月の1号焼却炉につきましては、前の月より継続して稼働しております。点検整備のため3日10時56分のごみ投入を最後に、立ち下げの準備を開始しております。点検整備を行った後、16日の17時45分から立ち上げの準備を開始し、17日13時40分からごみの投入を開始しております。20日から徐々に窒素酸化物濃度が増加しておるのは、熔融炉の排ガスを1号焼却炉の煙道に合流させる状態で、19日から熔融炉を立ち上げ、20日から熔融処理を開始しているためでございます。

2-1-4ページを御覧ください。10月の2号焼却炉につきましては、大規模な定期点検と整備のため、前の月より継続して休止しておりましたが、25日16時30分から立ち上げを開始し、炉内の乾燥炊きを経て、27日6時30分からごみの投入を開始しております。

2-1-5ページを御覧ください。11月の1号焼却炉につきましては、前の月より継続して稼働しております。監視値から設備の異常は確認できませんでした。

2-1-6ページを御覧ください。11月の2号焼却炉につきましては、前の月より継続して稼働しております。1日から熔融炉の排ガスを1号焼却炉煙道から2号焼却炉煙道に切り替えているため、前の月より窒素酸化物濃度が増加しております。

2-1-7ページを御覧ください。12月の1号焼却炉につきましては、前の月より継続して稼働しておりましたが、1日の9時54分のごみ投入を最後に立ち下げの準備を開始しております。

2-1-8ページを御覧ください。12月の2号焼却炉につきましては、前の月より継続して稼働しております。27日から窒素酸化物濃度が減少しておるのは、27日0時から熔融炉の立ち下げを開始しているためでございます。

続きまして、2-1-9ページを御覧ください。排ガス調査におけるダイオキシン類測定値変動グラフでございます。赤色が1号炉、青色が2号炉でございます。今回1号炉、2号炉のダイオキシン類濃度は、同じ結果でございました。今回検出されましたダイオキシン類は、自主基準値の1000分の1以下の値となっております。令和3年度以降において、自主基準値の100分の1以上を検出することもあることから、引き続き変化を注視してまいります。グラフの下には、排ガス中のダイオキシン類を吸着させるために設置されている活性炭吸着塔内の活性炭を交換した時期を記載しております。活性炭の交換は、1号炉・2号炉共に年2回ずつ実施しておりますが、現時点における令和5年度の活性炭は、1号炉は2回目、2号炉は1回目の交換が完了している状況です。2号炉2回目の交換は

3月7日に交換しております。

続きまして、水質中間報告でございます。資料2-2、2-2-1ページを御覧ください。

調査内容と調査結果の概要でございます。水質調査は、下水道放流水、雨水排水水を調査しております。下水道放流水につきましては、月1回の頻度で調査しており、10月5日、11月2日、12月1日に下水道放流口より採取しております。雨水排水水につきましては3か月に1回の頻度で調査しており、11月6日に事業区域から河川に放流する2地点で採取しております。

2-2-2ページを御覧ください。下水道放流水の分析結果でございます。調査項目の読み上げは割愛させていただきますが、表の左端に記載している31項目でございます。表の中央に採水3回分の分析結果、右端には分析結果に対する基準値を記載しております。比較する基準値は、下水道法、川西市下水道条例に基づく下水排水基準及び川西市上下水道事業管理者との協定による基準値ですが、全ての項目において基準値以下となっております。

2-2-3ページを御覧ください。雨水排水水の分析結果でございます。表の中央に採水2地点分の分析結果、右端に分析結果に対する基準値を記載しております。雨水排水水の分析結果につきましては、参考値で水質汚濁防止法排水基準と比較しても異常はございませんでした。焼却施設に対する採水地点の配置につきましては、2-2-4ページの図-1を御覧ください。採取状況の現場写真につきましては、後ほど出てまいります。

続きまして、資料2-3、2-3-1ページ、環境影響調査（排出源モニタリング：処分対象物中間報告）を御覧ください。焼却された灰を溶融処理して生成される溶融スラグ、溶融飛灰固化物についての調査内容と調査結果の概要でございます。処分対象物につきましては、処分対象物から有害物質がどの程度水に溶け出すのかを調べる溶出試験と有害物質がどの程度含まれるのかを調べる含有量試験を実施しております。調査日は令和5年10月5日で、それぞれの保管ピットから採取しております。

2-3-2ページ、2-3-3ページを御覧ください。溶融スラグ、溶融飛灰固化物の調査結果の一覧でございます。溶出試験における調査項目は、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン及びそれらの各化合物でございます。溶融スラグ、溶融飛灰固化物における含有量試験につきましては、溶出試験の調査項目に加え、ダイオキシン類を調査しております。調査結果につきましては、溶融スラグ及び溶融飛灰固化物は、有効活用をするため再資源化事業者へ引き渡していることから基準の適用はございませんが、大きな変化がないか引き続き注視してまいります。2-4-1ページから2-4-9ページにかけて、試料採取時の現場写真を添付しております。排出源モニタリングの結果の御説明は、以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。ただいま説明いただきましたところにつきまして、何か御質問ございますでしょうか。特に御質問ないでしょうか。よろしいでしょうか。特になさそうなので、続きましてその後説明のほう続けてよろしく申し上げます。

事務局 続きまして、環境モニタリング大気質中間報告でございます。資料3-1、3-1-1ページを御覧ください。初めに調査概要ですが、表1-1にまとめております。大気質調査は、平成17年度から実施しており、令和5年度で10回目の調査でございます。調査時期につきましては、季節ごとに実施しており、今回御報告いたしますのは秋の調査結果でございます。調査項目は大きく分けて2種類あり-1週間連続計測するダイオキシン類と、24時

間調査連続計測する塩化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン等記載の項目です。調査地点につきましては、3-1-2ページ、図1-1を御覧ください。黒塗りのダイヤ印が打たれた地点、能勢町の下田尻、野間出野地区、猪名川町千軒地区、川西市国崎、黒川、一庫地区の計6地点でございます。

3-1-3ページを御覧ください。表1-2に測定方法、下段に調査期間をお示ししております。調査期間は令和5年11月7日11時18分から11月15日14時33分まで実施しております。

3-1-4ページを御覧ください。調査結果でございます。表1-3には、調査地点ごとの各分析項目をまとめておりますが、全調査地点におきまして、環境基準等が定められた項目につきましては、環境基準値を下回る分析結果となっております。粉じん、鉛、カドミウムにつきましては、基準値の定めがありませんので参考値とはなりますが、前回平成30年度秋の調査と比較しても異常な変化は確認されませんでした。3-1-5ページから3-1-18ページには、現地写真を添付しております。環境モニタリング大気質中間報告の御説明は、以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。まず環境モニタリングの大気質について御説明をいただきました。御質問のほう、何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、続きまして水質について御説明のほうお願いしたいと思います。

事務局 続きまして、環境モニタリング水質中間報告でございます。資料3-2、3-2-1ページを御覧ください。田尻川の水質調査でございます。初めに調査概要ですが、表1-1にまとめております。河川の水質調査は平成22年度から実施されており、令和5年度で5回目となります。調査時期につきましては季節ごとの実施を予定しており、今回御報告いたしますのは秋の調査結果でございます。調査項目は、大きく分けて一般項目、生活環境項目、健康項目、その他の項目で、詳細な項目は表に記載のとおりでございます。調査地点は、3-2-2ページの図1-1を御覧ください。田尻川下流の下向き三角形（W-11）で示す位置でございます。3-2-3ページには、測定方法と調査時期を記載しており、試料採取日は令和5年11月16日でございます。注記しておりますが、当初予定していた1週間前の11月9日の2日前に降雨があり、河川の水が濁っていたため、採取日を変更いたしました。当初の予定日より水の濁りが解消され、採取開始時の透視度が過去のデータの変動範囲内であったため、完全に濁りが解消してはおりませんでした。水質調査に問題ないと判断し、採水を実施いたしました。

3-2-4ページ、3-2-5ページを御覧ください。調査結果でございますが、表1-2(1)(2)にまとめております。生活環境項目、健康項目、その他項目のうち、環境基準値が定められている項目につきましては、全て基準に適合しております。生活環境につきましては、参考値として隣接している地域の環境基準と比較しましても基準値を下回る結果でございました。その他の項目につきましても、前回の平成30年度の同時期と比較しても異常な変化は確認されませんでした。3-2-7ページ、3-2-8ページには、現地写真を添付しております。環境モニタリング水質中間報告の御説明は以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。今説明いただきました水質の測定結果につきまして、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。特に御質問ございませんでし

ようか。特になければ、続きまして騒音・振動・低周波、そちらのほう調査結果について、事務局のほうから説明のほうよろしく申し上げます。

事務局 続きまして、環境モニタリング騒音・振動・低周波音等の調査報告でございます。資料3-3、3-3-1ページを御覧ください。初めに調査概要ですが、表1-1にまとめております。騒音・振動・低周波音の調査は平成17年度から実施しており、令和5年度で11回目の調査でございます。調査項目は、騒音・振動・低周波音・交通量でございます。調査方法は、施設稼働時を24時間計測するものと、ごみの搬入車両走行時の7時から17時を計測するものの二通りでございます。騒音につきましては、計測時間内を連続測定しております。振動につきましては毎正時、ゼロ分から10分までの間を計測しております。低周波につきましては、時間内を連続測定、交通量につきましては、時間内を目視により調査しております。調査地点は、敷地境界、発生源周辺、施設対岸、施設沿道の南北で合計5地点でございます。調査の区分、調査方法の分け、調査項目は表のとおりでございます。調査地点は3-3-2ページ、図1-1を御覧ください。位置図には、凡例でございますが、一般環境における騒音・振動の測定場所を星印で、当施設の事業区域境界における騒音・振動の測定場所を下黒三角印で、当施設の事業区域内及び一般環境における低周波音の測定場所を白抜きダイヤ印で、当施設の事業区域の沿道における騒音・振動・交通量の測定場所を白抜き正方形でお示ししております。

3-3-3ページ、調査期間でございます。表1-2に調査期間中の天気の概況をまとめております。施設稼働時の騒音・振動・低周波音の調査につきましては、令和5年10月31日の17時から11月1日17時まで、ごみ搬入車両の通行に伴う騒音・振動の調査につきましては、令和5年11月1日の7時から17時までの期間で実施いたしました。

3-3-4ページを御覧ください。騒音・振動・低周波に係る基準値を表1-3から1-5にまとめております。

3-3-5ページを御覧ください。調査結果でございます。初めに、施設稼働時における騒音・振動・低周波音の調査結果でございます。表2-1に敷地境界及び事業区域内の調査結果をまとめておりますが、騒音・振動は全ての時間帯において規制基準を下回っております。低周波音につきましては、指標値である「一般環境中に存在する低周波音レベル」及び「平均的な被験者が知覚できる低周波音レベル」を下回っております。

3-3-6ページ、表2-2を御覧ください。事業区域外の一般環境における調査結果をまとめております。騒音は昼間、夜間の両時間帯において環境基準を下回っております。振動につきましては、測定下限値未満でございました。低周波音につきましては、指標値である「一般環境中に存在する低周波音レベル」及び「平均的な被験者が知覚できる低周波音レベル」を下回る結果でございました。

3-3-7ページを御覧ください。ごみ搬入車両の通行に伴う騒音・振動・交通量の調査結果でございます。表2-3に県道野間出野一庫線、南側・北側道路上における騒音・振動・交通量の調査結果をまとめております。一部、記載間違いがございますので、訂正をお願いいたします。北側の調査地点における振動の要請限度が60デシベルと記載しておりますが、65デシベルの間違いでございます。お手数ですが訂正をお願いいたします。

結果の御報告に戻りまして、交通量につきましては、ごみ搬入車両の通過台数は南側で270台、一般車両への混入率は10.9%でございました。北側につきましては28台、一般

車両への混入率は1.3%でございました。3-3-8ページから3-3-20ページには、各測定地点における調査結果の詳細をお示ししております。また、3-3-21ページから3-3-26ページには、現地写真を添付しております。環境モニタリング騒音・振動・低周波音・交通量の御説明は、以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。ただいま御説明いただきました騒音振動、低周波それから交通量ですか、そちらのほうの御説明いただきましたが、御質問でございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 ちょっとお聞きしたいのですが、低周波の人体の影響ってどんながあるんですか。これ、ある一定の数値を超えたら、具合悪いわけでしょ。全然影響ないんやったら、意味ないかなと思う。

委員長 事務局のほう、説明何かございますでしょうか。

事務局 一般的にやっぱあの不快感っていうのが一番感じられる方が多いです。

委員 不快感ですか。

事務局 やはりそれで、当然睡眠不足になるとか、寝れないとか、いうことで体調面を危惧されるということで。低周波については当然皆さんの感じ方でいろいろありまして、我々もこの数値というのは一応指針という形であるんですけども、夜のほうが一番周りが静かなんで、夜のとほきに例えば敷地境界で、我々立って耳を澄ましてみたりですね、あと周辺に下田尻さんとか野間出野の集会場がございますので、夜とかにそちらのほうの場所ですばらく立ってみて、数分、感じたことあるとかいうのでやってるんですけど、なかなか実質的にこの感じないっていうのがあって、その低周波の人の感じ方っていうのは非常に難しくてですね、感じられる方は、やっぱりひょっとしたら国崎から何か影響があるんじゃないかというのは当初からそういう話をお伺いしとるんで。ただ、敷地境界と対岸のゴルフ場の駐車場付近なんですけども、やってるんですけども、この指針の数値と比べると、明らかに異常な数値ではないというふうに我々はちょっと判断してるところなんです。以上です。

委員長 はい、よろしいでしょうか。

委員 もう一つ、そしたら、同じようなごみ焼却場よそでやってはる、もしくは工場のとこ。その辺で低周波で健康をやられたっていう実例はあるんですか。

事務局 私の把握していることではありません。

委員 分かりました。

事務局 例えば車が通って、その関係で低周波があるんじゃないかとか逆に。そういう話は聞いたことはありますけど、それが必ず車が原因やったとかいうのも、ちょっとそれは確認は取れておりません。

委員 ありがとうございます。

委員長 はい、よろしいでしょうか。ほか、何か御質問ございますでしょうか。ないようでしたら、続きまして、これ植生のほうですかね。結果について、御説明をよろしく願います。

事務局 続きまして、環境モニタリング動植物調査の中間報告でございます。資料3-4、3-4-1ページを御覧ください。事業区域周辺の陸生植物の調査でございます。表1に植生調査の内容をまとめております。陸生植物の調査は平成18年度から実施されており、令和5年度で17回目となります。

初めに、調査区につきましては、10メートル掛ける10メートルの100平米の大きさを原則とし、防鹿柵外の10地点、防鹿柵内の5地点、令和5年の9月に設置いたしましたパッチディフェンス内の5地点、合計で20地点を令和4年度からの継続地点として設定し、経年変化を把握することとしております。調査区の四隅には、今後継続して調査できるように杭を設置しております。調査区内の植生につきましては、葉群と言われる生い茂った一群の葉のまとまりにより、植生の高さごとに階層区分を行い、レーザー距離計などを用いて各階層の高さを測定するとともに、地表がどれだけの割合で植物に覆われているかを示す植被率を測定し、記録しております。階層につきましては、後ほど表内にも記載がございますが、高木層、亜高木層、第一低木層、第二低木層、草本層の5段階としております。

3-4-2ページを御覧ください。植生調査区の位置図でございます。令和5年度の調査地点は、赤丸塗りつぶしと赤色の縁取りに白丸塗りつぶしで表示している点の調査位置でございます。黒丸塗りつぶしと黒色の縁取りを白丸塗りつぶしで表示している位置は、現在までに調査した地点で、位置図内で少し太めの黒色の線で囲っているエリアが国崎クリーンセンターの敷地でございます。オレンジ色のラインが、鹿の侵入を防ぐ防鹿柵を表しております。

3-4-3ページを御覧ください。調査結果でございます。初めに群落組成ですが、表2に令和5年度の調査地点における植生区分をまとめておりますが、相観によって18地点がコナラ・アベマキ群落、2地点がスギ・ヒノキ植林に区分されました。調査地点につきましては、令和4年度から継続地点ではありますが、調査区を明示する杭の欠損により完全には一致しておりません。なお、備考にも記載しておりますが、ナンバー209、312、313、314、323につきましては、今年度設置しましたパッチディフェンス内の調査地点となります。各地点における防鹿柵の内外及び地形につきましては、記載のとおりでございます。

3-4-4ページから7ページには、群落組成の詳細な調査結果を掲載しております。詳細な御説明につきましては、省略させていただきます。

3-4-8ページを御覧ください。表4に植生調査結果の概要をまとめております。調査区の群落組成区分毎に5つの階層に分け、それぞれの樹高、植被率、主な構成種、出現種数、本数をまとめております。

3-4-10ページを御覧ください。表5は、防鹿柵内外における階層別の高さ、植被率、出現種数の比較をまとめたものでございます。なお、調査区ナンバー312、313、314、323におきましては、パッチディフェンス設置直後の調査であったことから、防鹿柵内ではありますが、統計解析では防鹿柵外としてデータを取り扱っております。検定結果の列

のアスタリスクが2個あるところが有意差の大きかったところで、植被率、出現種数におきまして、草本層の列を御覧いただくと、防鹿柵の内外で差があり、防鹿柵内が柵外に比べて有意に値が大きいことが御確認いただけたと思います。

3-4-11ページには、防鹿柵内と外、それぞれの写真を添付しておりますので、林床部の違いを御確認いただけたと思います。

3-4-12ページ、表6には、今年度の調査区におけるエドヒガンの生育状況をお示ししております、20地点の内6地点で確認されました。高木層に生育している個体は、良好に生育しておりました。草本層に生育している個体は、防鹿柵内で確認されております。また、調査区以外の防鹿柵内では、エドヒガンの実生個体や幼樹も確認されております。

3-4-13ページを御覧ください。経年推移でございます。平成18年度から令和5年度における平均出現種数の推移を図2に棒グラフでまとめております。各年度で増減はあるものの、顕著な傾向は見られませんでした。

3-4-14ページを御覧ください。表7に工事着工時の平成18年度と令和5年度の全調査区における階層別の高さ、植被率、出現種数を比較しております。植被率につきましては、第一低木層の有意差が工事着工時より今年度低い結果が認められました。これは、上本層の被覆の影響を考慮する必要もありますが、鹿の摂食の影響により樹勢が低下しているリョウブなどの樹木が存在することや下層の植物が成長できていないことなどにより植被率が減少したものと考えられます。

3-4-15ページを御覧ください。表8は、調査地点ナンバー209、階層別の高さ、植被率、出現種数の経年変化をまとめた表でございます。調査地点ナンバー209は防鹿柵の設置により平成22年度以降、鹿の摂食に影響を受けない植生の変化を観察できる地点として設定しております。令和2年度に鹿の進入が確認され、第2低木層以下の被度が減少しておりましたが、植生はおおむね回復傾向であると考えられ、今年度鹿の進入による食害の影響は確認されませんでした。

3-4-16ページには、調査地点ナンバー209の第2低木層以下における被度の変化をまとめております。アオハダをはじめ、7種の樹木は令和2年、2020年度に鹿に進入されて以降、確認されております。

3-4-17ページを御覧ください。今後の植生管理についての考察でございます。①事業区域内の森林の現状についてまとめております。事業区域内の森林は、主にコナラアベマキ群落を主体とする落葉広葉樹林で、エドヒガンを含む地域を特徴づける種で構成されております。相観としましては、良好な森林環境が維持されていますが、過年度より指摘のある鹿による下層植生の摂食は、森林全体に広がっております。特に事業区域の比較的平坦な尾根部や、緩傾斜面では、落葉層の表土が消失し、樹木の根が表出した状況が確認されています。これは、鹿による林床環境の劣化など自然環境の変化によって土壌基盤が脆弱な状況にあり、事業区域内の森林が持つ土砂災害防止などの公益的機能が低下していると考えられます。

②気象害の影響につきましては、短時間の大雨や強風などの異常気象が増加しており、水害や土砂災害の発生の危険性が高まっています。事業区域内では、表土が流出し、各所で表層崩壊や倒木が確認されていることから、土壌基盤が脆弱になっている可能性が高いと考えられます。

3-4-18ページを御覧ください。③今後の管理についての考察ですが、一つ目、防鹿柵

の設置でございます。継続調査の結果、防鹿柵の効果としましては、鹿による下層植生の摂食が除外されることで、多種多様な生物が生息・生育できる環境が形成され、生物多様性の保全にもつながると考えられます。防鹿柵の設置範囲を広げることも視野に、維持保全などメンテナンスにより継続的な対策が望まれます。二つ目、表土保全のための植栽でございます。令和2年度より事業区域内の一部では、表土保全を目的としたミツマタの試験植栽を行っております。植物が成長して根を張ることで表土保全にもなり、土砂災害防止など防災につながるものと考えられます。過年度に植樹されたミツマタの生育状況は良好で、落枝・落葉が堆積し、表土の流出は確認されず、土壌基盤の安定化が図られていると考えられます。遺伝的攪乱が起こらないよう事業区域に生育する種を利用することが望ましいですが、継続して植栽による表土保全が望まれます。

次に、3-4-19ページを御覧ください。クモノスシダについての調査報告でございます。クモノスシダは、兵庫県のレッドデータブックにおいて絶滅の危険が増大している種に当たるBランクとされており、施設の工事中に確認されたことから、生育状態等を長期的に確認していくこととし、調査を開始したものです。今回の調査は令和5年10月18日に実施し、18回目の調査でございます。生息地の岩場で4か所、合計37株の個体が確認され、前回と同様に良好な生育状態で行っていました。表11には、4箇所における確認状況をまとめております。

3-4-20ページを御覧ください。今年度のクモノスシダの生育状況の写真でございます。

3-4-21ページを御覧ください。図3は、クモノスシダの確認株数の経年推移を棒グラフでお示ししております。今年度も継続して、クモノスシダにとって安定した生育環境が維持されていると考えられます。

③まとめの考察でございます。調査の結果、クモノスシダにとって良好な育成を確認いたしました。生育する岩場の周辺は、倒木や土砂が崩れた跡が部分的に見られるが、岩場全体が崩落するなどの変化はなく、コケ類が生育している安定した箇所で、今後も大きく崩れる可能性は低いと考えられます。令和元年以降の確認株数は33から39株前後で推移していることから、クモノスシダにとって安定した生育環境が維持されていると考えられます。

環境モニタリング動植物調査中間報告植生植物の御報告は以上でございますが、資料4としまして、令和5年10月から12月における大阪府能勢町の気象庁降雨量データ、施設運転の概要、及び焼却炉の立ち上げ、立ち下げ日報を添付しております。御説明は以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。植生につきまして御説明いただきましたが、御質問でございますでしょうか。特にございませんでしょうか。はい。

委員 少し補足説明で、鹿の食害が非常にひどいということが出ていました。国崎クリーンセンターのほうでは、植生のほうで別の委員会があって、その委員会で報告があったのですが、ここの鹿の頭数の密度を調査した結果が出ました。ここの地域の非常に細かいところで調査していますので、非常にデータとしては信頼度が高く、国崎クリーンセンターだけじゃなくて、豊能町、能勢町、川西北部での密度の資料としては非常に優れたものじゃないかと思います。その結果言いますと、1平方キロ、1キロ掛ける1キロですね、1平方キロに50頭、1ヘクタール当たり直しますと0.5頭。だから100メートル掛ける

100メートルで0.5頭。で、この基準を見ても、どのぐらい密度があるのかってよく分からないのですが、牧場で牛を飼育するときに、人口草原じゃなくて、普通芝草原で牛をかつては飼育していたのですが、そのときの密度が1ヘクタール当たり1.5頭なのです。だからその1ヘクタール当たり1.5頭で、先ほど鹿の密度0.5頭といいますから、牧場並みに密度の高いような状態で、鹿が生育しているというようなことが分かったということで。全然望ましいことでも何でもなくて、大変なことだというようなことがこれで分かると思います。密度としては、兵庫県の中でも一番とか言いませんけど、かなり高いという状況です。だから、今まで密度が高い高いって言っても、はっきりしたことは分からなかったのですが、今回こんな細かい数字が出たということで、これはもう非常に危ないっていう。その危ないということに対して、ここは川西市の土地ですので、市としてはやっぱり森林環境譲与税を用いて、きちんと対策を取るということが僕は必要だと思います。すみません、以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。貴重な情報もありがとうございます。御質問のほう、お願いします。

委員 国崎でちょっと掃除の仕事をしていますんですけど、確かに鹿の糞がそこらじゅうにありますよね。施設のすぐ、車の通るところに。猫とかハトとか餌に、要は生殖できないような餌を混ぜるとかあるんですけど、鹿にはそういうふうなことをしないんですかね。撃って殺したら、またうるさいんだろうけど、その辺そういうようなことは、鹿に対しては、頭数が増えないようにとかそういうことはやらないんですかね。

委員長 いかがでしょうか。多分、答えられないかもしれないんですけど。

事務局 鹿の駆除になるのですが、そのほうは我々国崎クリーンセンター独自で、駆除というふうなことはなかなかできないので、今委員おっしゃっていただいた、そういう餌をまくなると、ほかの動物とかにも影響あるかもしれないんですけども、我々もちょっと持ち帰らせていただいて、そういう管理室というか、そういう部署のほう、1回相談させていただいて、また次回でもこの御回答、こういう話してみたらということで、ちょっと御回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員 分かりました。

委員長 かなり深刻な状況だということだけはよく分かりました。なかなかちょっと有効な対策はなかなか難しいような感じで、大変かなと思いますが。はい、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、調査のほうは終わりで、あとこの後は不適合事象の報告というのがついておりますが。こちらでよろしいでしょうか。はい、お願いします。

事務局 令和6年1月22日に発生しました不適合事象につきまして御報告させていただく前に、不適合事象につきまして、少し御説明をさせていただきます。不適合事象とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為とは異なる行為、あるいは要求事項を満たしていないことを言い、国崎クリーンセンターでは、法律で報告が義務づ

けられているトラブルから、破砕機設備内の煙検知など広い範囲の不具合事象が対象となっております。

不適合事象について、発生事象内容等により区分1から区分4まで定められております。例を挙げますと、死亡事故が発生した場合や消防署によってもすぐに鎮火しない火災や爆発による火災などは区分1。負傷事故や設備の故障で施設の運転に重大な支障が発生した場合や、消防署による鎮火は区分2。施設の運転に軽微な支障が生じた場合、軽症な負傷事故は、区分3。施設の運転に影響がないものを区分4としております。区分により、組合議会及び今回の環境保全委員会を含め、報告等先が決められておりますことから、今回御報告させていただくものでございます。

資料の5-1ページを御覧いただけますでしょうか。発生日時は、令和6年1月22日、午前11時30分頃です。1)不適合事象の発生概要としましては、発生熱の高いごみがピット内に投入され、発煙、発火し、消防署へ通報したものでございます。2)の不適合事象の原因は、搬入された可燃ごみの中に、本来分別されるべき発熱性の高いごみが紛れていたことにより、可燃ごみピット内にて他のごみに着火したものと考えております。被害の状況ですが、設備・装置の被害、人的被害、二次被害及び周辺環境への影響はございませんでした。

5-2ページを御覧いただけますでしょうか。こちらのほうは、経過報告を記載しております。午前11時30分頃、クレーン操作者より、視界が妨げられる程度の粉状の廃棄物が、ナンバー3投入扉より投入されたとの報告を運転所長が受け、午前11時30分頃、運転員が4階ホッパーステージより、視界状態の確認を行った際に焦げくさい臭いを確認しました。午前11時40分頃、ナンバー4投入扉より煙が上がっているのを中央監視室作業員が発見したことから、消火放水銃にて消火活動を開始し、複合火災受信機より火災検知、発報し、屋外消火栓により初期消火活動を開始しました。午前11時45分頃、ナンバー4投入扉前にて煙を確認し、引き続き消火活動を務めました。状況が改善しないため、消防署に通報を行ったものでございます。午後零時10分頃に消防が到着し、消火活動を行い、午後零時55分に鎮火いたしました。午後1時50分頃、プラットホーム投入扉ナンバー1、ナンバー2のみを使用し、ごみの搬入を再開いたしました。

なお、この事故につきましては、令和6年1月23日に、労働基準監督署へ労働安全衛生規則第96条に基づく事故報告書の届出がなされております。引き続き、許可業者、構成市町の住民の方々に特別収集の重要性を周知するとともに、また組合といたしましても、委託事業者とともに、不適合事象の再発防止について毎月実施しております不適合事象対策委員会や労働安全連絡会で注意喚起、情報提供、そして情報共有を継続し、安全で安定した施設の運営に努めてまいります。なお、5-3に消火活動の写真を、5-4に火災発火点の見取図を添付しております。不適合事象につきましての御説明は以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。これ一応報告事項なんであれですが、何か御質問というか何かございますでしょうか。はい、お願いします。

委員 この粉末状の発熱性の高いごみは何だったかというのは特定されてるんですか。

事務局 申し訳ありませんが、特定までは至っておりません。

委員 これは事業系のごみじゃなくて、一般家庭から排出されたごみということですか。

事務局 我々考えておりますのが、ごみの搬入はうちの国崎施設は、可燃ごみが搬入される場所と、リサイクルプラザということで大型ごみとか不燃とか運ばれるヤードがあるんですけども、リサイクルプラザに搬入された可燃ごみの中に、想像なんですけど発火性の高い、最近多いのがリチウムイオンバッテリーとか、いうのが入っていただろうと。それ手作業で除去はしとるんですけども、なかなかごみ全てで手作業で省くことができないので、そのごみが機械にかけるんですけども、そのごみを破碎っていうので潰すんですね。潰すとリチウム電池というのは、衝撃を与えると発熱しやすいという特性がございまして、そのごみが可燃ごみピットですね、焼却炉側の可燃ごみピットに運ばれて、ごみピットの中で温度が上昇し、ほかのごみに移ったというのが一番高いんじゃないかということで。ただ、ごみピットの中で発炎してるんですけど、その中から発火物を見つけるっていうのはもう不可能に近いので、確実な原因物質というのは特定はできていないということで、あくまで経験上とか、他市の事例とか、我々のごみの流れとかいうのを総合的に判断すると、今御報告させていただいたのが、可能性が高いなということでございます。

委員 今後こういうことに対する防止策とか、そういうことは考えられてるんですか。

事務局 防止策っていうのが、破碎機のところに炎検知というのはつけとるんです。それで、一応発火すると自動的に水が噴霧されて、そこで消し止めるという装置があるのがひとつ。その後に、今回今年度から新たに熱検知ということで、炎じゃなくて炎の出る前の状態でも、検知するという機械のほうはつけて、二重でチェックしよう。チェックというか、二重で対策しようという対策は今年度から始めさせていただいてます。

委員長 はい、ありがとうございます。これ、ほかのところのごみ処理場でも比較的多く発生してるのは聞いておりますので、ここだけではないんですけど、そういうものが混入される場合は、あった場合に、こういう事故が起こってるということで。今回ここでもそれがちょっと起こったということだと思いますので。きちっとごみの分別というか、そういうものは混入しないようにするしか多分防ぐ方法ないと思いますので。あとは起こったときには早期発見するということで、いろいろそういうセンサー類をつけて、初期の段階で、大ごとにならない段階で処理ができるようにということで、今回もそれが働いて、最終的にはちょっと消防署までということに今回なっているので、レベルでいくと2のところが多分当たってるので、今回ちょっと報告をいただいたような形になると思いますので。はい。以上ですが。はい、お願いします。

委員 ちょっと教えてほしいんですけど、今回の消火活動のことなんですけども、この工場のほうの水位なんですけど、防火水槽だけですかね。それとも上水のラインにつながってるんですかね。

事務局 おっしゃるとおり、防火水槽で、そこが水位が下がると、水道水を補給するという形になっております。

委員 ありがとうございます。

委員長 はい。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

委員 さっきの補足なんですけれど、3-3-2の図の中で、半径0.5キロメートルという線が引かれております。この線の中に、何匹ぐらいの鹿がいるか計算すると大体40頭ぐらいがこの半径0.5キロメートルの中に生息しているということになります。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。かなりたくさんいるということで。ほかに何か。ひと通り、全部これで多分議事のほう全部終わりだと思いますので、全般にわたってでも。はい、どうぞ。

委員 水のことで、もうちょっとだけ教えてほしいんですけど。電源全部オフになったとしても、水位確保できる状況なんですかね。井戸水とか、河川の水引くとか。消防さんが来ないと、ポンプで水が上げられないとかという状況のところなんですかね。

事務局 非常用エンジンがありまして、停電の場合はそれが立ち上がりますので、ポンプ類はそういう緊急の電灯とかですね、電気とか、そういう部分の分は確保できるようになっております。

委員 はい、ありがとうございます。

委員長 はい、ほかに何か。どうぞ。

委員 ちょっと今回のことではないんですが、前回の会議の議事録を読んでちょっと私も本当に気がつかなくて。1号炉で、議事録の10ページなんですけど、19日から緊急立ち下げを行い、詰まりを解消後に、22日から立ち上げを実施したので、20日・22日の間の測定値はございませんという説明があって、確かにそのときにはなかったんですけど、ただ、この立ち上げ、立ち下げのデータが添付されてないのはなぜなのでしょう。

事務局 すみません。通常のメンテナンスのための立ち上げ、立ち下げではなかったもので、添付はしておりませんでした。

委員 測ってないということですか。普通のデータでいくと、立ち下げ、立ち上げ時というのは、測るようにはシステムとしてできてないということなんですか。

事務局 今回もつけてますように、立ち下げ日報、立ち上げ日報の形の分は毎日ありますので、その日の分も資料4でつけている立ち上げ、立ち下げ日報の形としてはあります。

委員 あるわけですか。それ本来ならば、やっぱり前回の日報の中で、それはつけられるべきではなかったんですか。

事務局 すみません。抜けておりましたので、次回の保全委員会のほうで提出させていただきます。

委員 よろしく申し上げます。

委員長 はい。今の、次回提出してくれるということで、よろしくお願いします。ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 資料3-2の水質の件で少しお尋ねしたいのですが、3-2-1から3-2-8についてなんですけれども、現況写真を見ておりますと、河川の濁りが、私たち、通常見てる水の色と随分違ってきてるんです。その原因は雨が降って、多分砂が舞ってるのかなと思ってて、それを3-2-4の分析結果から何か読み取れるのかなと思っていたんですけど、そういう濁りとかというのは、浮遊物の質量、性質のどこに関わるものなののでしょうか。そののところがちょっと教えていただければと思います。こちらからは以上です。

委員長 はい、分かりました。回答のほう、事務局。

事務局 河川の濁り、写真見ていただいたとおり濁っていると。我々、その測定項目で一番最初に見るのが、3-2-5のその他の項目になるんですけども、透視度が今回でも30センチあるということで、この数字で濁りは目視であるけども、この透視度からすると30あるということで、分析は可能であると。あと当然、この濁りの関係で濁度という数字については、今日は濁りの分でこれが数値が高いというのは、数値として表れているところでございます。あとは左のほうの項目で、当然SSの浮遊物質というのはあるんですけど、どうもこちらのほうは川の濁りですと、どうしても砂系が多くなってきましたんで、沈降するものですので、上水で考えるとSSには特段大きく分析の値としては響いてないんじゃないかなという判断はしております。以上でございます。

委員 ありがとうございます。ちなみに、透視度30センチとあるのは、30センチまで見通せるという意味でしょうかね。

事務局 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

委員 以前、その水質の調査、魚類の調査をしていただいた時の水は、もっと澄みとおっていたように思うんですけども、この30センチ以上、通常はあるということでしょうか。

事務局 我々の測定限度といいますか、100センチ以上見えるときは100以上という形で、最大は表記させていただいております。

委員 これは推測なんですけど、やっぱり砂でしょうかね、この白濁してるというのは。

事務局 委員のおっしゃるとおり、我々もそういうふうに認識しております。

委員 なるほど。これが私、家の前も川が流れておりまして、ずっと濁ってるなと思ってて、随分長く白濁しているし、今日も見ていたら白濁しているんですけど、浮遊砂ですかね、何かそういうものがあると考えたらいいんでしょうかね。

事務局 ちょっと水を採取して、要はその水の中で、目視でやっぱり浮遊しているのか、沈降物が非常に多いのかは、ちょっと見てみないと分からないというのが実情だと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 今の点ですけれども、採水された方に確認するのがいいのかなと思うんですけど、BODなんか見てると非常に低いので、どちらかというところ、ろ紙を通過するような粘土鉱物のようなものが多くて濁ってるんじゃないかなという。要は、砂が常時懸濁してるような状況って、あんまり考えにくいんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

事務局 今の粘土質の場合は、ろ紙を通るといことなんですか。ちょっとすいません、教えていただければ。

委員 そうですね、基本的には細かい粒子になりますので、いわゆるSSとして捉えられない粒子が多くて、なのでSSには引っかかってこないけど、見た目的には濁ってるという状況なんじゃないかなというふうに理解をしたんですけど。

事務局 今、委員おっしゃっていただいたこと、ちょっと分析会社に一度ちょっと確認というか、相談させていただいて、ちょっと採取したときの状況をもう一回聞いて、次回御報告させていただきたいと思います。御了承いただければと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。

委員 ありがとうございます。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。全般を通していかがでしょうか。特にございませんでしょうか。特になければ、議事は以上ですね。「その他」よろしいでしょうか。

事務局 最後、「その他」で御報告がございます。第73回、今年度の6月に開催されました環境保全委員会におきまして御指摘をいただきました、令和4年度における1号炉、活性炭吸着塔上段におけるダイオキシン類の吸着量に、1回目の交換と2回目の交換時のカートリッジの吸着量の分析結果が、1回目から2回目で100倍以上に増加している理由についてということで質問いただきまして、それについて最終の御報告をさせていただければと思います。JFEさんのほうから報告のほうお願いします。

説明者 JFEエンジニアリングです。今おっしゃっていただいたとおり、令和4年度、1回目と2回目の活性炭の吸着量が100倍になったというところの見解でございます。前回はですね、過去7年間の燃焼状態について、特に異常は見られなかったという御報告はさしていただいたんですけども、その原因系について再度調査を実施いたしました。その見解としては、推定原因にはなるんですけども、1回目と2回目につきましては、まずは焼却炉の差が2回目のほうが大きいということ。それから立ち上げ、立ち下げの回数も2回目のほうが多いということ。そこから特に2回目につきましては、その立ち下げ、立ち上げというところに着目をいたしまして、ここで立ち下げをしますと、一部焼却の未

燃分というのが残ります。その際、また再度立ち上げをしますと、一時的にダイオキシンが再合成するのではないかと、その2回目は、その未燃残分が再度立ち上げをしたときに、合成して吸着量の増加に至ったという、今時点の見解でございます。

また、まず活性炭自体がですね、そこから破過をして、大気側へ流出している可能性につきましては、活性炭吸着塔自体のカートリッジが上流と下流と2段ございます。下流の吸着量自体は非常に低い値を示しておりますので、特に大気側へ出ているという考えはしておりません。判断としております。また、分析等の誤差は特に問題はないというふうに判断しておりますので、現時点でこの立ち下げ、立ち上げの未燃分の差、それが影響しているのではないかと、このデータは、引き続き継続してデータを集計しながら、さらに精度を上げていこうというふうに考えております。以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。今、御説明いただきましたが、今の件よろしいでしょうか。御質問、特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。事務局、これで以上ですかね、議事のほうは。はい、ありがとうございました。議事のほう、以上のようなので、これで第76回の環境保全委員会のほう、これで終わりにさせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

司会 どうもありがとうございました。それではこれをもちまして、第76回環境保全委員会を終了させていただきます。次回は6月頃を開催予定としておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

19時53分閉会